

生活保護のご案内

令和4年5月作成



生活が苦しくなって
これからどうしたら
いいのかしら。。

生活にお困りの方のために《生活保護》
という制度があります。生活に困ったら
誰でも申請することができますので、
ぜひご相談ください。



お住いの地域の福祉事務所に、まずはご相談ください！

杉並福祉事務所

荻窪事務所 03-3398-9104

天沼3-19-16ウェルファーム杉並2階

高円寺事務所 03-5306-2611

高円寺南2-24-18

高井戸事務所 03-3332-7221

高井戸東3-26-10

●生活保護とは



生活保護ってむずかしそう。

生活保護は国民の最低限度の生活を守り、自立を支援する制度です。
お気軽にご相談ください。



家や車があると受けられないの？

預貯金や保険の解約金、車などお持ちの資産は活用していただくのが原則です。
(ただし、例外がありますので、ご相談ください。)
すべて活用しても足りない部分を生活保護で補います。





親族がいたら受けられないの？

親族が援助してくれる場合は優先して受けてください。ただし、親族からの支援が受けられないことを理由に生活保護が受けられないということはありません。



●生活保護のしくみ



生活保護はどんなしくみ？

収入のない方は、最低生活費と同額が支給されます。
収入がある方は、それを差し引いた金額が支給されます。



最低生活費(世帯の人数や年齢によって変わります)

収入(就労収入、年金、仕送りなど)

足りない生活費

生活保護費

●生活保護申請の流れ



どうやって相談を進めたらいいの？

生活保護の決定までの流れは以下のとおりとなります！

相 談

お住いの地域の福祉事務所にご予約の上、ご相談ください。



申 請

生活保護を受けるための書類をご提出ください。



審 査

担当者が訪問調査をし、保護が受けられるかどうか審査します。



結 果

申請から原則**14日(最長30日)**以内に審査結果を書面でお知らせします。



開 始

保護費の支給が始まります。あわせて福祉事務所の担当者が自立に向けた支援(助言や指導など)を行います。

※外国籍の方は、生活保護に準じた援助が受けられない場合があります。

※暴力団員の方は、生活保護を原則受けられません。